

障障発第0330002号

平成19年3月30日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障害福祉主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

「知的障害児施設等における平成18年10月以降における
障害児施設給付費の取扱いについて」の通知の施行について

標記については、「知的障害児施設等における平成18年10月以降における障害児施設給付費の取扱いについて」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（以下「部長通知」という。）をもって、その取扱いが示されたところであるが、その運用について、以下のとおり取り扱うこととしたので管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図られたい。

問1 部長通知において、障害児施設給付費の資金運用について取扱いが示されたところであるが、障害児施設措置費についてはどのような取扱いとなるのか。

回答 障害児施設措置費については、引き続き「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号）（以下「3局連名通知」という。）に基づき行われることになる。

問2 平成18年度以前の人件費積立金及び施設整備等積立金の取扱いについて

回答 人件費積立金や施設整備等積立金については、措置費制度の中で認めてきたものであり、措置費制度が引き続き存続することから、従前通りの取扱いとする。

問3 平成18年度以降、障害児施設措置費と障害児施設給付費により、障害児施設は、運営されることになるが、各年度末時点において発生した当期末支払資金残高の取扱いについてはどのようなようになるのか。

回答 平成18年度の当期末支払資金残高の取扱いについては、前年度当期末支払資金残高と当該年度の障害児施設措置費支給額の合計額と障害児施設給付費支給額の比率により分配することとし、分配した後の当期末支払資金残高について、障害児施設措置費相当額は、3局連名通知に基づき取り扱うこととし、障害児施設給付費については、部長通知に基づき取り扱われたい。

なお、平成19年度以降の当期末支払資金残高の分配については、前年度支払資金残高のうち障害児施設措置費相当分と当該年度障害児施設措置費支給額の合計額と前年度当期末支払資金残高のうち障害児施設給付費相当分と当該年度障害児施設給付費支給額の合計額の比率により分配すること。

問4 障害児施設措置費と障害児施設給付費が併存することから、収入別に会計処理をしなければならないか。

回答 必ずしも収入毎に別会計とする必要はない。なお、措置費から同一法人が運営する社会福祉施設等の整備に係る経費として借り入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金等にあてる際の限度額以内となっているかを判断する等、必要に応じ支出の内訳を設けられたい。この場合の支出費目の内訳については、各月初日の措置児童と契約児童の人数比により按分されたい。また、減価償却費については、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日障第6号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知2に定める減価償却の整理に基づき取り扱われたい。

問5 移行時特別積立金を設けていない理由は何故か

回答 措置費の取扱いについては、平成15年度以降一層の弾力運用を図ってきているところであり、移行時特別積立金を設けた平成15年当時とは状況が異なっていること及び措置費制度が引き続き継続することから、今回移行時特別積立金は設けないこととしたところである。

なお、積立金の取り崩しについては、3局連名通知3(2)に基づき行われていることとなっており、その主旨を十分理解の上適切に運用されたい。